

第 10 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和2年 8 月 27 日

定 例 会

令和2年10回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和2年8月27日
 招集の場所 越谷市役所本庁舎5階 第4委員会室
 開閉会日時 開会8月27日 午前10時00分
 閉会8月27日 午前10時54分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 指導課長	佐々木 清
教育総務部 副参事兼 図書館長	横 山 みどり	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
生涯学習課長	木 村 和 明	教育センター 所 長	齋 藤 紀 義
スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校管理課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	前 田 清 彦	学務課主幹	牛 島 健 一

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	市 川 今日子
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	議 案	
	・第38号議案 令和2年度越谷市教育功労者等被表彰者の決定について	原案可決 (秘密会)
	教育長報告	
	・教育長専決第11号について	
	協議事項	
	・越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）の概要 について	

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより 8 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、1 名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、第38号議案については人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 10 時 00 分)

吉田教育長 ここで、傍聴人の入室を許可します。

〔傍聴人入室〕

◎教育長報告 教育長専決第 11 号について

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第11号について」、教育総務部長から説明いたします。

鈴木教育総務部長 それでは、教育長専決につきましてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の 1 ページをご覧ください。去る 7 月 30 日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処分いたしました 1 件の専決事項についてご報告させていただきます。こちらにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第 2 条第 3 項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第11号についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、会議要項の 3 ページをご覧ください。

専決第11号 令和 2 年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和 2 年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和 2 年 8 月 14 日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊 1 の令和 2 年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の 2 ページ及び 3 ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。3 ページの表の一番下でございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回 6,020 万円を追加し、補正後の総額は 55 億 8,854 万 6,000 円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページの歳入予算説明書をご覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る国庫補助金として、社会教育費補助金180万円を追加します。

次に、15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に係るスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員の配置に伴う県補助金として、教育総務費補助金5,830万円を追加します。

次に、20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入として、市主催のスポーツ大会における、けがに対する市民総合災害等補償金10万円を追加します。

次に、歳出の内容でございますが、恐れ入りますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回2億7,119万円を追加し、補正後の総額は134億8,212万5,000円となります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、16ページ及び17ページの事業別予算書をご覧ください。

上段の1項教育総務費、2目事務局費の教育活動支援事業につきましては、県の補助金を活用し、特別支援教育支援員及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係るスクール・サポート・スタッフ配置に要する会計年度任用職員報酬等として1,750万円を追加します。

次に、3目学校教育指導費の学校教育支援事業につきましては、県の補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学習指導員配置に係る会計年度任用職員報酬等4,330万円を追加する他、感染症の拡大による事業中止に伴い、会場設営委託料31万円を減額します。

次に、5目科学技術体験センター費のうち、科学技術体験センター事務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校利用事業の実施手法変更に伴い、自動車借上料480万円を減額します。

また、科学技術体験センター管理運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による企画展示事業の中止に伴い、展示物借上料150万円を減額します。

18ページ及び19ページをご覧ください。2項小学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、学校活動の運営に係る薬品処分等委託料として540万円を追加します。

また、施設管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る小学校施設管理の委託料及び施設の改修工事費として、合わせて1億1,750万円を追加する他、備品等整備事業につきましては、小学校に係る視聴覚機器購入費として160万円を追加します。

次に、3目学校建設費の増改築事業につきましては、小中一貫校の整備に向けた基本計画策定及び事業手法の検討に係る委託料として1,500万円を追加します。

20ページ及び21ページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、学校活動の運営に係る薬品処分等委託料として100万円を追加します。

また、施設管理につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る中学校施設管理の委託料及び施設の改修工事費として、合わせて6,580万円を追加します。

次に、6項社会教育費、5目図書館費の図書館活動運営事業につきましては、国の補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る備品購入費として180万円を追加します。

次に、7項保健体育費、2目学校教育費の学校給食事業につきましては、学校給食栄養管理事業に係る委託料として490万円を追加します。

22ページ及び23ページをご覧ください。3目体育費のその他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会におけるけがに対する補償金として16万円を追加します。

恐れ入りますが、最後戻りまして6ページをご覧ください。債務負担行為の追加ですが、小中一貫校基本計画策定支援事業等委託料につきましては、小中一貫校の整備に向けて基本計画の策定及び事業手法の検討を行う必要があることから、令和2年度から令和3年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

教育長専決第11号に係るご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 18ページから21ページになるのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関する受水槽等清掃と消毒につきまして、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 それでは、お答えいたします。

受水槽等清掃委託料のところのことでございますが、これは18ページの小学校費と、それから中学校費にも入っております。現状といたしましてトイレの清掃等につきまして、教職員が行っていたり、子どもが行っていたりという状況に今後なっております。今後のことを考えまして、教職員の負担軽減という視点と、それからまたインフルエンザ等が流行する状況等もあることを想定いたしまして、今年度に限ってトイレの清掃について定期的に外部の業者による委託の清掃を検討し、今回予算として計上させていただいた形でございます。これによって、教職員の負担軽減、また子どもたちの保健衛生面の確保がより一層できると考えております。

以上です。

吉田教育長 ほかに。

図書館長。

横山図書館長 20ページの書籍消毒機購入費というのが図書館費で計上されていますけれども、こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る備品購入費の追加でして、書籍消毒機は紫外線により書籍を30秒で、殺菌、消毒するとともに、本に風を当ててページにはさまったほこりや、臭いを取る書籍専用の消毒機となります。こちらは、平成28年度に蔵書の多い本館と南部

図書室に4冊用を1台ずつ購入し、このたび、交付金を活用いたしまして6冊用を2台購入することにしたものです。そして、貸出の多い本館と南部図書室に6冊用を設置し、既存の4冊用を中央図書室と北部図書室に設置しまして、市内の図書館室がそろうということになりました。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 今、ご説明いただいてありがとうございました。大変適切に予算組みしていただいて、安心、安全の確保に努めていただいていると思いました。特に学校でもトイレ清掃等の職員の負担軽減を考えていただいているということで、適切だと思いました。

また、併せて、18、19ページですけれども、小中一貫校の整備に向けた基本計画策定及び事業手法の検討に係る委託料の追加ということで、いよいよ以前から伺っていた小中一貫校の整備について具体的に着手していく、確実に進んでいるという感想を持ちました。ありがとうございました。

以上です。

吉田教育長 ただいまの件について何か補足ありますか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 17ページの、予算とは直接関係ないのですが、学習指導員の今の配置の状況と今後の見通しなどを教えていただければと思います。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 学習指導員につきましては、全ての小中学校にまずは1名、プラス児童生徒数が720人以上の小中学校にはさらに1名ということで、市内に58名の学習指導員の配置を予定しております。業務としましては、授業準備や片づけ、担任の指導の補助という部分や、学習定着度に応じたきめ細かな支援をするための個別指導や補習授業等の補助という形でご対応いただく予定でおります。

吉田教育長 ただいまの件について何かございますか。

渡辺委員 それについて、2学期も始まっているのですが、今この方たちの確保はどの程度できているのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 まず、今の配置につきましては、各学校で既にボランティア等でご活躍をいただいている方々もいらっしゃるという学校もありますので、これらの方々を優先的に学校でいらっ

しゃればまず上げていただきます。そういう方がいらっしゃる学校については、国、県が出している名簿がございますので、そちらから配置を進めていくということで、今は考えているところです。また、他団体と連携することや、今、市のホームページ等にも募集をかけている等で、今後対応を進めていく予定をしているところです。

吉田教育長 大学関係者にもお願いすることもあるのですか。

佐々木指導課長 大学関係にも今お声はかけているのですが、学生そのものが外との接触をなるべく避けるような対応もされているということで、学生を集めることについては今のところはまだ厳しい状況でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 ほかにございますか。

スクール・サポート・スタッフについてどうですか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 同様に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策ということで、スクール・サポート・スタッフも予算を計上させていただきました。これにつきましては、本市が年度当初から5校分については既に配置が行われております。年間で6か月という形でございます。今回これを受けまして、45校に対して25名のスクール・サポート・スタッフを新たに採用し、配置をしたいと考えております。そういたしますと、学校の規模等にもよりますが、1校について3日ないし2日の配置という形でそれぞれ教職員のサポートをしていただく。印刷の補助や、それからこの状況ですので校内の消毒作業、そういったことをすることによって教職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

吉田教育長 学校ではコロナ感染拡大防止策として、検温とか清掃とか、あるいは消毒とか日々教職員が、ふだんはやらないところなのですけれども、やってもらっているところでもありますので、こうしたスクールスタッフや、あるいは学習指導員を派遣することによって軽減負担に努めていきたいということなのですが、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）の概要について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）の概要について」、学校教育部長から説明いたします。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 それでは、協議事項、越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）の概要につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをお開きいただけますでしょうか。まず、規則制定に係る経緯でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針というものが令和2年1月17日付で告示をされたところでございます。これに伴いまして、埼玉県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則等が改正されまして、教育職員の業務量の適正な管理等については、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとするのが規定されました。そのため、越谷市教育委員会においても、引き続き学校における働き方改革の推進に必要な取組みの徹底を図るために、小中学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等を規定した規則などを制定する必要があるとございます。具体的な内容につきましては、規則の概要にありますとおり、法律や埼玉県の条例等に基づきまして、学校の教育職員の対象範囲は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭などを想定し、時間外在校等時間の上限の範囲は、1か月45時間以内、1年間360時間以内などを規定していきたいと考えております。

今後の予定につきましては、本日皆様にご協議をいただきましたその結果を踏まえまして、教育委員会規則の制定に係る議案を9月定例教育委員会会議へ提案するとともに、教育職員が在校している時間をタイムカード等により客観的に計測する必要があることから、越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定に係る議案も併せて9月定例教育委員会会議へ提案したいと考えております。

続きまして、会議要項の8ページ及び9ページをご覧ください。参考までに、現時点での越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案を掲載いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等ございますか。

進藤委員。

進藤委員 これは、大体おおむねでいいのですけれども、いつ頃から実施する予定なのか。

それからもう一つは、現場での管理、これはどなたがすることを想定しているのか教えてください。

さい。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 これにつきましては、県の規則が本年の4月1日から施行となっておりますので、現状におきましてはさかのぼっての施行を考えているところでございます。

それから、この場合、誰がいわゆる監督者になるのかということでございますが、勤務時間の監督につきましては、これは校長、さらには教育委員会も服務監督権者でございますので、教育委員会においても勤務時間の管理をする必要性があると捉えております。

以上でございます。

吉田教育長 関連してでもいいですが、ほかにございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 これまでも勤務時間の管理については、教育委員会からの指導の下、各学校でやられています。80時間を超えた職員についてはきちんと指導してくださいとか、あるいは産業医との面談の希望がありますかということも言っていたかと思うのですが、今回の規則の制定につきましては、7ページの今後の予定の中にあるように、タイムカード等により客観的に計測する必要があることから、服務規程の一部を改正するという事で考えていらっしゃるということは適切かと思うのですが、そうしますと今、服務規程で例えば出勤時はハンコを押印するとか、あるいは帰るときにはきちんと整えてから帰るなさいという規定がありますが、そこに何か記録的なものを少し追記するような形と考えてよろしいのですか。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 おっしゃるとおりになってくると思います。現状の服務規程においては、タイムカード等についての勤務時間の管理がうたわれていない状況でございますので、そういった形で客観的な事実を記録できる部分を考えてまいりたいと思っております。同時に、その記録したもののについての保管等についても何らかの形で定めるべきかと考えております。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですが、現在の越谷市の教職員の時間外在校時間というのは大体どのくらいになっているのですか。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 それぞれの学校によって多少の異なりがあるのと同時に、一人ひとりの部分についても着目しなければなりません。実は直近で申し上げますと45時間以上の勤務をしているという者が令和2年の7月、先月の部分でいいますと、小学校が大体66%、中学校が69%ほどの教職員。人数で申し上げますと、合計しますと900名を超える教職員が7月はやっている状況にございます。正直に申し上げまして、昨年度の7月は小学校が55%、中学校が49%ぐらいで増えてい

るのですが、これが7月20日までの日程と。今年は7月31日まで学校をやっていたという部分において、夏休みの部分がございますので、直近の7月を比較するのがなかなか難しい。同時に、本年については4月、5月は事実上子どもたちが学校に来ていない状況でございましたので、本年度のデータはなかなか比較していくのが難しい状況があると考えております。少し長くなりますが、昨年度の状況と一昨年、平成30年度と平成31年度、令和元年度を比較しますと最も忙しかったのが小学校、中学校とも5月なのですが、30年の5月は81%ほどの小中学校の教職員が45時間以上でございましたが、令和元年5月には73%ほどということで減ってきております。これは様々な方策を行ってきた成果と教職員の意識も変わってきているという部分があると理解しておりますので、今回この規則を改正させていただきまして、時間についての規定を定めて、それらをもう一つの目標として捉えていき、やっていく形を整えてまいらなければならないと考えております。そのような形で進めてまいりたいと。実効性のあるものにしていきたいということです。

以上です。

吉田教育長 45時間以内だから、45時間を超えるということですか。超える場合については上限を超えているという判断でいいですか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 そのような形になります。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 そうしますと、現状が超えているということであれば、今度は45時間以内と数値目標を挙げているので、当然どこかで業務内容の精査をしなければいけないと思うのですけれども、その辺もぜひお考えいただきたいと思います。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 ありがとうございます。月45時間というのがどのような状況かと申しますと、1か月に45時間まで働いていいという、そういう趣旨ではないということがまず前提ではございますが、現状の教職員と照らし合わせますと、大体1か月間に22日程度の勤務日数があり、仮に勤務時間が8時15分から16時45分に規定されていた場合に、2時間超過してしまえばそれで44時間という状況になってまいりますので、その範囲の中でどれだけのことのできるかという部分になってくると思います。渡辺委員のご指摘のとおり、様々に改革を進めていかなければならない部分でございますが、本市の場合には校務支援システムの導入もしております。現在、学校との要望等も踏まえまして、学校日誌の記録ですとかそういったものの電子化も可能になるのではないかとということで、細かなことをまず積み上げていくという点。それから、今回新型コロナウイルス感染症関係で図らずもウェブ会議システムというものの有効性がある程度教職員の業務の上でも可能なのではないかとということが一つ検討できる部分になってくると思います。出張にかかる時間を縮減することが可能になる部分もあると思っておりますので、そういったことを教育委

員会として、学校教育部として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

吉田教育長 これについては、過労死等の問題も取り上げる中で取り沙汰されてきた問題ですので、今後達成していくように努力していかなければいけないわけですが、皆さんのぜひご意見、ご指導を積極的にお伺いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにもございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 8ページ、9ページで出ているのですけれども、8ページの下に、1月について45時間と1年について360時間の上限を設けていて、さらに2番、3条の2ですか、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、このあたりのイメージとしては、例えば突発的な生徒指導や保護者対応等が発生したときには、このようなイメージで考えればいいと思うのですけれども、これまでもタイムカードを導入して以来、大分効果が上がってきたところで、今年は新型コロナウイルス感染症のこともあるので、今年のデータは例年と少し違ってくると心配しているところもあるのですけれども、こういった規定を設けながらもやっていただいてありがたいと思っているのですけれども、ぜひ突発的な、通常予見されない大幅な増加等についてもどのようなものかと少し確認したいのですけれども。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 ご指摘ありがとうございます。7ページに箇条書きで書かせていただいておりますが、こちらの児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合という部分で、これは今、野口委員からご指摘がありましたとおり、例えば保護者から急な電話があり、その電話での対応。あとは、生徒指導等も当然あり得ることかと思えます。そういった部分についてのことをやはり考えていかなければならないということでございますので、ただそれで行きますと1か月について100時間未満、それから1年間の場合でいけばトータルで720時間以内。また、その後の3番、4番は少し分りにくいかなと思うのですが、例えば2か月続けて80時間超えてはだめですよという意味合いと。片方は90時間、片方は70時間であれば2か月の平均値としては大丈夫という考え方にはなりますが、ただし4番、45時間を超えて行う業務は6か月であります。これは12月のうちの6月までという考え方。細かく考えてまいりますと非常にいろいろなところを精査していかなければならない部分がございます。また、その時間まで働かせてよいという考え方ではないという趣旨が文部科学省からも示されておりますので、今ご指摘にありましたとおり、臨時的な部分において突発的というところはきちんと考えをめぐらせていかなければならないと思っております。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 そこで質問なのですけれども、例えば45時間を超えた分というのは、教職員の方はどこでその分を消化できるのですか。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 申し訳ありません。少し私の説明がうまくなかったのだったら申し訳ないのですが、勤務時間を超える部分については、基本的に45時間に達していること、いないことにかかわらず、それは時間外の基準になってまいります。ですので、そこについては基本的に割り振り変更という形で現状においてもやらせていただいております。この割り振り変更と申しますのは、例えば6月1日に2時間多く仕事をした。これが割り振り変更の規定に基づいて、校長が事前に命令ができる状況で2時間長く仕事をするとなりますと、その2時間分を例えば8月1日に2時間の仕事の分をこっちに持ってくるという割り振りを変更するという考え方なので、8月1日は勤務の時間が2時間少なくなるという考え方で割り振りの変更を今もしております。そのような形でやらせていただいておりますので、45時間を超えた部分だけが教職員にとって何か勤務時間の調整をするという対象のものではございません。45時間以内であっても調整をしていく必要はございます。その調整の方法として、現状としては割り振り変更というやり方が行われているということでございますので、それらを活用しながらやらせていただくことになってまいります。

以上でございます。

渡辺委員 具体的には夏休みとかその時間、そういうところで時間調整といいますか、超過した分を消化するということですか。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 私どもの越谷市教育委員会における割り振り変更につきましては、その割り振り変更が実施される日の前8週、後ろ16週のどこかで調整をする形になっております。これは後ろ16週のことを勘案しますと何らかの形で長期休業期間が入ってくる制度設計をしておりますので、1学期であれば夏季休業期間、2学期であれば冬季休業期間という形で、長期休業の中で割り振り変更が行える制度にしてございます。また、状況によりましては学校によって学期末の子どもたちのいない午後に割り振り変更をしている状況もあると伺っております。

吉田教育長 今説明したのは、通常行われている割り振り変更。例えば宿泊を伴う旅行とかの行事等については、なるべく早めに割り振り変更をしていただいているということです。今後については、また検討の余地があるかと思っておりますけれども。

ほかにごございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 今のお話とも関連すると思うのですけれども、校長先生方も割り振り変更の部分や、あるいは在校時間の部分の把握に対しては、これからいろいろやっていくと非常に複雑な部分も出てきたりしてご苦労なさると思いますので、ぜひ校長先生方からのご意見をうまく

把握していただいて、効率よく運用できるといいと私は思っているのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。結構複雑な部分も出てくると思っているのですけれども。

以上です。

吉田教育長 定めた後の運用についてご意見をいただいたわけです。

ほかにございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 こういうことで服務規程にきちんと位置づけることによって職員の意識も大きく変わるのではないかと。その点は少し期待できると思っております。

以上です。

吉田教育長 規則に定めることになる以前にも取組みは既に始まっているわけですね。大分考え方は前向きにはなっていると思うのですが、その辺の状況はどうですか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 各学校で様々な取組みを進めていただいております。これは行事の精選ですとかそういった部分ですが、やみくもに全ての行事をなくすということではなくて、それぞれの行事がどのような狙いを持ってやっているかということを考え合わせていったときに、狙いが重なっているものを精選していくなどの形で行われている部分もあります。また、従来から継続的にずっとやっていたものについて、一度立ち止まって見直してみる必要があるのではないかとということで見直されたものもございます。一例で挙げれば夏季休業期間中のプール指導でございしますが、今年度このような状況であったことにかかわらず、多くの学校で暑い中子どもたちを登校させてという部分、健康面のことも等も考え合わせてプール指導を行わないという選択をした学校が非常に多くございます。結果として、教職員の負担軽減になっている部分もございます。休みが取りやすくなっているというのもございます。一例としてそのようなものを挙げさせていただきましたが、そのような形で各学校から様々な取組みを吸い上げ、それを広めていき、また教育委員会としてもできることがあるか考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

吉田教育長 今こういうことが始まって前向きに取り組んではいるのですけれども、何しろ長い間そういう状態で進めてきているものですから、野口委員が言うように、そう簡単ではないと私も捉えておりますので、ご意見を伺ったわけです。多少時間はかかるか。それでも、喫緊の課題でありますので。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 よろしいですか。またご協議いただく時間はありますので、ほかになれば以上を踏まえて準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 その他ということで失礼いたします。先日お電話にてご報告させていただいたかと思いますが、このたび城ノ上小学校におきまして水道水と雨水の再利用水が混入するという事態が起きましたので、その辺についてご説明させていただきます。お手元に資料を準備させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

まず、城ノ上小学校では雨水の再利用を目的といたしまして、一時的にためておく貯水槽を造っております。雨水を再利用するもの、中の水と書きまして中水と申しますが、中水をためておくところを造ってありました。学校管理課において雨水再利用水の接続点検をしておりましたところ、体育倉庫に併設されているトイレと、それから学童保育室、これは、敷地内ではありますが校舎の外側に建ててある建物の水道の配管が、誤って接続されていたことが判明いたしました。これは、8月21日金曜日に学校管理課が発注しておりました業務委託の定期点検の業者から誤接続があるのではないかという報告があった次第です。これは、点検の方法として、中水槽に青い水になるように着色したものを流して、それをあちこちに流してみることということでございます。トイレの水を流した場合には青い水が出る、これは正常な状況でございますが、手洗い水栓を開けた場合に青い水が出てくるのは本来あり得ない状況であるところが2か所出てきたという状況でございます。

原因としては、体育倉庫が平成19年、学童保育室が平成25年に新築工事をいたしました。その頃から誤って接続をしている状況だということでございます。22日に是正工事をいたしまして、誤接続は既に解消しております。それから、24日にその水を採取いたしまして、現在水質検査を実施しておりますと書かせていただきましたが、26日夜に調査結果が判明いたしまして、中水槽という雨水をためているところの水も採取いたしました。それと水道の飲料水を比べる形での検査をしたところ、水道の飲用水と同等の水質であることが確認をされたところでございます。いわゆる塩素濃度とかそういったものを含めてでございます。本日、18時15分から城ノ上小学校にて保護者の方に対するご説明をさせていただいて、おわびと現状の状況、今後のことについての説明をさせていただこうと思っております。

2枚目以降にその接続の状況ということで、資料をつけさせていただいておりますが、現況と書いてあるところに白いバツがついていると思います。そこがつながっていたところでございまして、それを逆にする形で浄水と雨水、いわゆる中水と浄水をきちんと整え直した形でございます。今後このようなことがないように適切につないでまいりたいと思います。ご心配おかけして申し訳ございません。

以上でございます。

吉田教育長 何かございますか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、ほかに。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、お時間をいただきまして、中止が決まりました大規模なイベントにつきましてご報告させていただきます。

スポーツ振興課が所管いたします10月10日に開催予定でございました市民体育祭地区対抗グラウンド・ゴルフ大会、11月1日に開催予定でございました市民体育祭中央大会、さらには12月6日に開催予定でした市民体育祭地区対抗市内駅伝競走大会、こちらにつきましては市民体育祭事務連絡会が8月4日に行われまして、中止が決定されました。さらには、7月29日の体育協会四役会議におきまして、元旦マラソンにつきましても開催を中止するということで決定をさせていただいております。広報等については、9月1日以降広報させていただく予定でございます。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、報告を受けたということといたします。

ほかには。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ほかになければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、9月30日、水曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時54分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

堀 川 智 子

委 員

進 藤 秀 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

書 記

教育総務課副課長

市川 今日子